

《第4回検討会 提出資料について》

2009.04.16 全国伝統薬連絡協議会

今回は、第3回検討会で事務局より提示された論点整理の項目に沿って、以下の資料を提出いたします。

(3)いわゆる伝統薬の販売方法

○いわゆる伝統薬については、製造販売業者が直接購入者と電話等により連絡を取る方法で販売されているとのことであるが、具体的にどのような方法が取られているか。

⇒資料①「一般用医薬品の販売形態について」

資料②「伝統薬メーカーの販売方法例」

資料③「伝統薬販売において『電話による対話』が信頼関係を構築しています」

○「全国の薬局・薬店等が、自ら陳列又は購入者の希望・注文に応じて取り寄せる方法によって、購入が困難な状態が解消されると考えてよいか」

⇒第3回検討会において資料を提出し、ご説明も終わっております。結論として、伝統薬メーカーとしては、現在まで行ってきた販売方法が最良と考えます。

「物理的な可能性と、コンセンサスの困難性について」では意思疎通や情報共有、経営的な困難の観点から、また「利用者、一般生活者の視点から」では利用者等に生ずる不利益の観点から論じ、《伝統薬業界にとっては、現時点では実現性が低く、仮に実現しても利用者からの信頼を損ないかねない、実用性に欠けるものと感じており、これによって「購入が困難な状態が解消される対策案」とはなりえない》と結論づけています。

詳しくは、第3回検討会の資料③《薬局・薬店および配置販売での「伝統薬」受け渡しについて》をご覧ください。

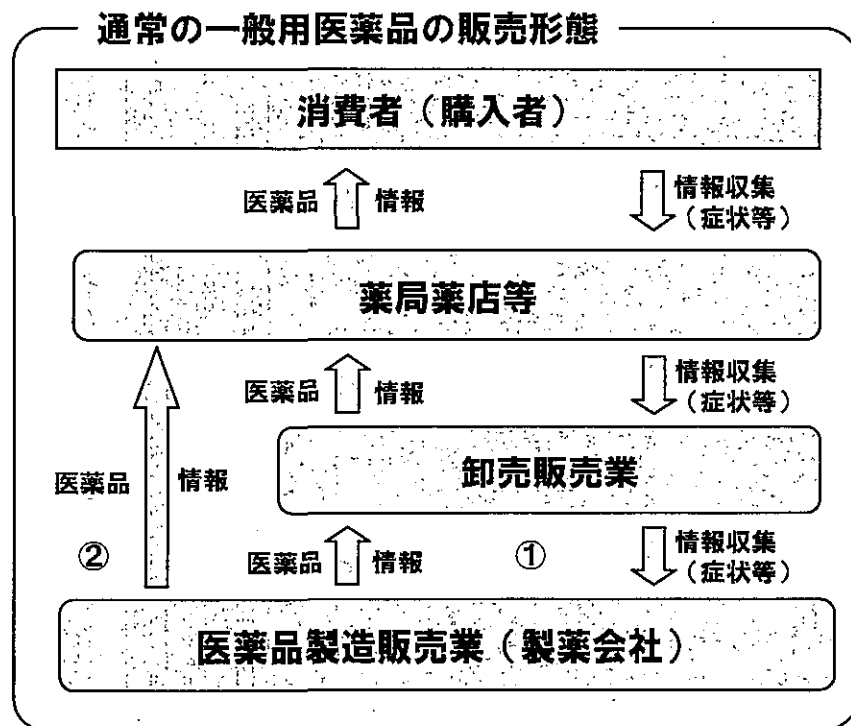
資料① 一般用医薬品の販売形態について

① 医薬品製造販売業者が卸業者を介する通常の販売形態及び

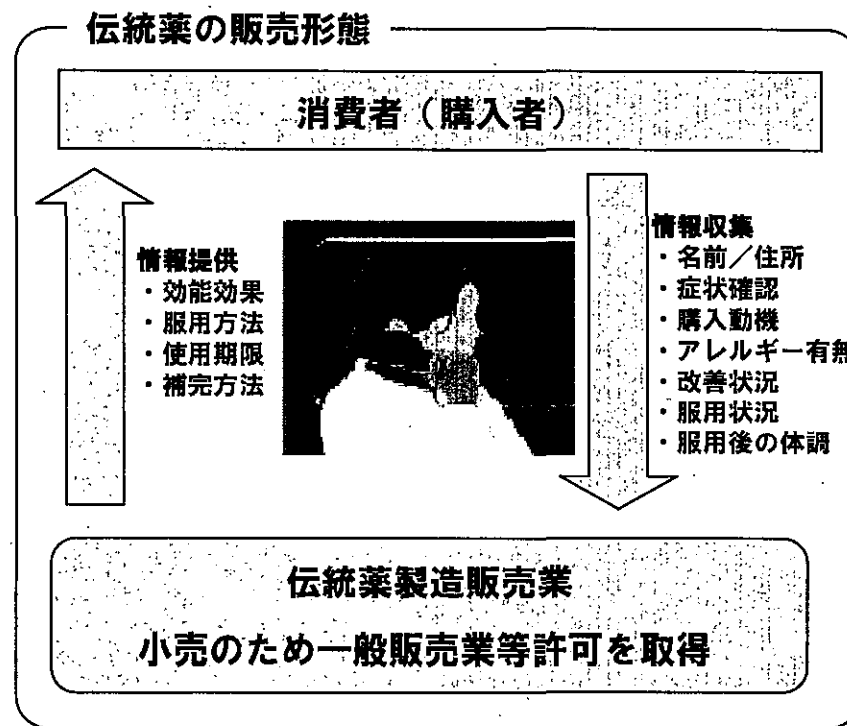
② 医薬品製造販売業者が卸業者を介せず、自社医薬品を直接 薬局薬店等に卸を行う販売形態

○ 医薬品製造販売業者が小売りの許可も持って 直接、消費者(購入者)へ販売する販売形態

〔 製造販売業者が製造販売承認を受けた品目に限られるため、詳細な情報提供が可能 〕

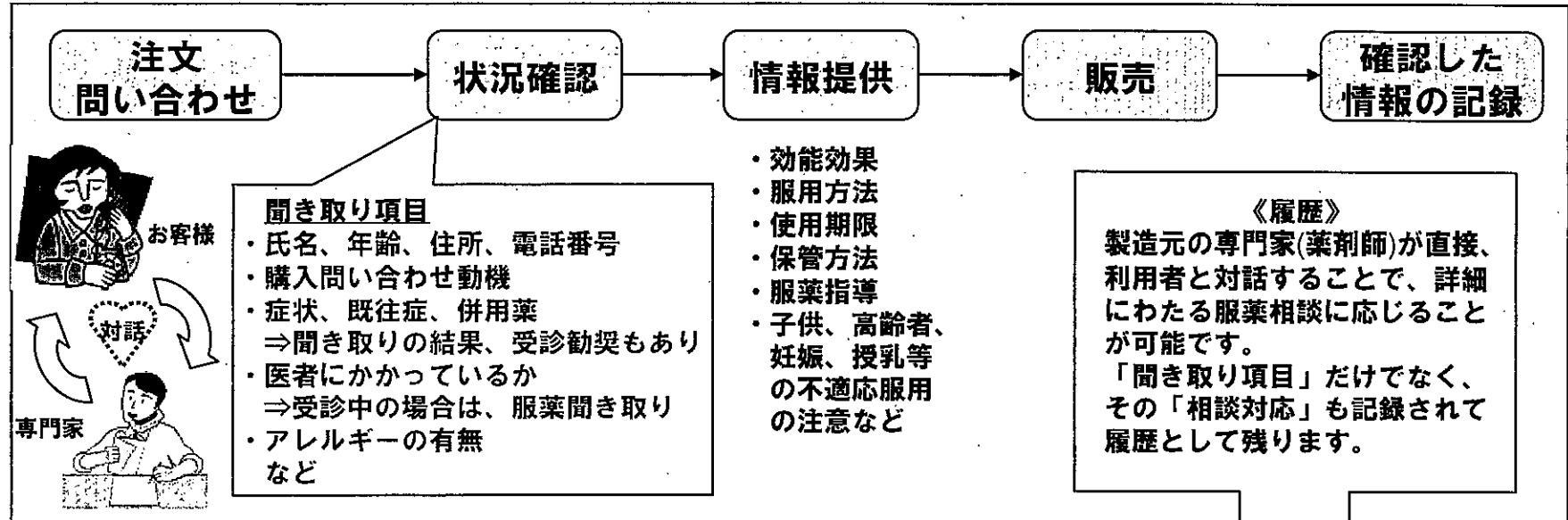


※ 配置販売業にも同じように複数の販売形態がある



※ 主として一般販売業を取得。その他にも薬局、一般販売業、薬種商販売業、配置販売業、特例販売業のうち各メーカーごとに必要な許可を取得。

資料② 伝統薬メーカーの販売方法例



【実際の相談対応の事例】

- ・ 「最近、便秘気味だが、この胃腸薬は便秘にも効きますか？」
⇒ この薬には収斂薬といって下痢を止める成分が入っているので、便秘には逆効果になることがあります。服用すべきではないですね。(結果、販売をお断りした)
- ・ 「心臓がドキドキすることがあるので利用したい。グルコバイという糖尿病の薬をのんでいるが、併用してよいか？」
⇒ いまのまれているグルコバイは、食後の血糖値の急上昇を抑える薬です。併用してもかまいません。ただ、動悸がヒドイようであれば、大事を考えて、まずはお医者様に診てもらったらいかがでしょうか。
- ・ (併用薬についてお尋ねしたところ) 「更年期障害と言われ、現在薬を服用していますが、薬の名前は覚えていません」
⇒ お手元に、お薬手帳など薬の名前が書いてあるものはありますか？名前がわかれば併用可能か調べます。
「ありました。お薬の名前は、加味逍遙散です」
⇒ 加味逍遙散には、この薬と重複するカンゾウという生薬が配合されています。併用しても1日の最大量を超えませんが、長期連用等による副作用も考えられますので、尿量の減少や手足のむくみ等の症状に注意しながらのんでください。
- ・ 「だいぶ前に買ったのが残っているが、のんでもいいですか？色が少し黒くなっていますが……」
⇒ あなたのロット番号346は、10年前の製造だから有効期限が過ぎています。廃棄してください。(適正な廃棄方法もアドバイス)

資料③ 伝統薬販売において「電話による対話」が信頼関係を構築しています

伝統薬の製造販売業者が行う、「電話による対話」を通して、お客様の持つ悩みや不安を共有化し、安心感や希望を持っていただくに至るまでの、いわばカウンセリングのような本音ベースでの対話、顔が見えない電話ならではの本音の対話が可能です。お客様は、そこに価値を見出しておられるからこそ伝統薬に長い年月にわたって安心と信頼を抱いて来られたものと思われ、この「双方向のコミュニケーションによる信頼関係の醸成」が、伝統薬(および伝統薬メーカー)への安心と信頼につながっています。

電話は、対面での会話に劣ることのない「心を通わせる」通信手段であるため、厚生労働省及び各都道府県では、保健福祉分野における各種の相談事業のツールとして活用されています。かかりつけ薬局薬店など、利用者から信頼されているところほど、お客様からの電話相談も多いはずです。以下、行政等による電話相談事業の事例をご紹介します。

1. いのちの電話

現代の不安な社会のなかで孤独になり、深刻な悩みごとをもっている人々に電話という手段で援助や励ましを与える相談機関。全国に48センターが設置され、夫婦問題、男女関係、自殺、青少年の悩み、医療問題などの相談に応じます。

2. こころの健康電話相談

精神保健福祉のボランティア活動として、「こころの健康づくり」たとえば「ノイローゼ」、「うつ病」、「痴呆」等の精神疾患等に関する相談が行われています。

3. #8000

小さなお子さんをお持ちの保護者の方が、休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷った時に、小児科医師・看護師への電話による相談ができるものです。この事業は全国同一の短縮番号をプッシュすることにより、お住まいの都道府県の相談窓口に自動転送され、小児科医師・看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスが行われています。

4. 子どもの虐待防止センター相談電話

心配な子どもがいるとき、心配な家族がいるとき、及び学校や保育園、病院などで虐待された子どもに関わっている方や心配な家族について見聞きした地域の方からの相談が行われています。2007年11月5日から全国の民間虐待防止団体が協力して「全国一斉子育て・虐待防止ホットライン」が行われています。

5. 自死遺族ライン

身近な人を自死で亡くされた方々からのお話をお聞きになっています。

6. その他の相談事業の例

介護ヘルパー応援ライン、思春期ホットライン、ヤングテレホン、女性の人権ホットライン、認知症介護・高齢者の権利擁護に関する相談のほか、生活上のさまざまな悩みを受け止め、相談者自らが解決の方策を見いだすよう援助する電話相談や、学習、社会参加へのガイドなどもあります。